

学校法人鶴岡学園役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人鶴岡学園（以下「学園」という。）の寄附行為第39条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の理事とは、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の理事及び監事 報酬

(報酬の額の算定方法)

第4条 理事長及び常務理事に対する報酬総額（年額）は、別表第1に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

- 2 理事長及び常務理事以外の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤の理事及び監事に対する報酬の支給の時期は、毎月21日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。）とする。

- 2 非常勤の理事に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務に当たった都度、支給する。
- 3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事及び監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事及び監事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 学園は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

別表第1 (理事長及び常務理事の報酬総額の上限)

役職名	報酬総額の上限
理事長	1500万円
常務理事	1000万円

別表第2 (理事長及び常務理事以外の役員の報酬)

常勤の理事	月額 10万円
非常勤の理事	理事会等への出席につき日額10万円
監事	月額 10万円